

●農産物直売所とスーパーマーケットの比較


	農産物直売所	スーパーマーケット
運営	生産者が集まり共同で行う	経営者を責任者として事業を行う
仕入	通常は会員である生産者から仕入れる	市場や卸売業者等から仕入れる
販売	農産物直売所の従業員だけでなく、搬入している生産者も一緒に販売を行う	基本的に従業員が販売を行う
品ぞろえ	地域内の生産物に特化する	地域内、地域外の実産物を扱う
経理	売上から一定の販売手数料分を差し引いた代金を仕入として計上する	販売品を仕入れて仕入勘定を立て、販売後に売上を計上する
在庫管理	農産物の売れ残りは、搬入生産者が持ち帰り処分する	売れ残りは、在庫となるかあるいは廃棄される
魅力	取り扱う商品は地元の物で、新鮮・安全安心・安価である	食料品全般を取り扱い、日用品など幅広く取りそろえる

金を支払います。その支払いは、生産者との契約締結日に従って振込処理を行う形が一般的です。一方、スーパーマーケットは、基本的に市場・卸売業者などから仕入れた商品に値づけをして消費者に販売します。仕入代金に一定のコスト・利幅を上乘せし値づけします。仕入れた商品はスーパーマーケットの在庫となり、売れ残って消費期限や賞味期限

POINT
農産物の在庫を抱えないことがスーパーマーケットとの大きな違い

A 農産物直売所とスーパーマーケットの大きな違いは、商品の仕入・販売・資金決済という業務の仕組みです。

Q2
農産物直売所はスーパーマーケットとどのような点が異なるの？




基本的には、農産物の売れ残りは自ら廃棄するのではなく、生産者に返品、生産者がそれぞれに処分を行います。よって、農産物の在庫を抱えることはほとんどありません。販売した商品代金が売上となるのですが、販売代金から販売手数料を差し引いて、生産者に仕入代

が過ぎた商品は自社で処分されまが商品販売による入金サイクルに合わせて、仕入や仕入代金の支払いを行うのが通常です。仕入代金の支払方法は、納品時の現金払い、支払条件に応じた掛払い、クレジットカード決済などがあります。

農産物の鮮度は群を抜いている

農産物直売所がスーパーマーケットに比べ魅力的なところは、地元の農産物を中心に取り扱いしていることです。畑などから収穫したばかりの農産物をすぐに販売することができ、鮮度は群を抜いています。生産者自ら販売に立つこともあり、生産者の顔を直接見ることができ、消費者には安心感があります。

Q1
農産物直売所とはそもそもどんなところ？どんな事業をしているの？



A 農産物直売所とは、農林水産省統計部によると「生産者が自ら生産した農産物を生産者または生産者のグループが、定期的に地域内外の消費者と直接対面で販売するために開設した場所または施設」と定義されます。

加工作品（惣菜を含む）、農村工芸品などです。なお、農産物直売所には、地元農産物を材料にした料理を提供するレストランやカフェ

農林水産省の調査では、農産物直売所は全国で2万3940ヵ所あります（2017年度6次産業化総合調査）。同じ調査によると、農産物直売所の年間総販売額は1兆790億円となり、前年度に比べて4・5%増加しています。

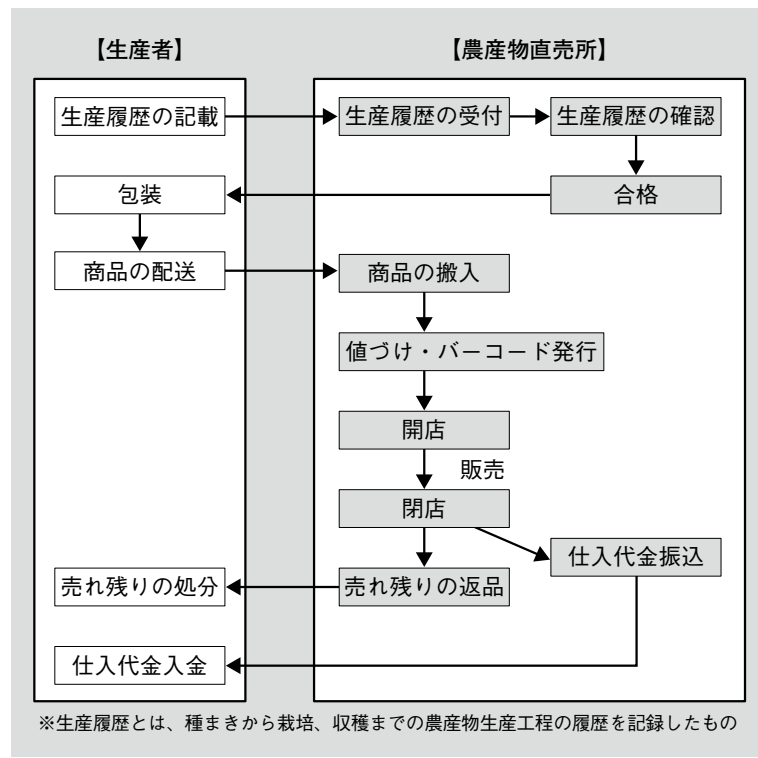
農産物直売所の設置主体は、市区町村や農協、その他となっており、市区町村や農協の設置する施設は少ないのが現状です。しかし、市区町村・農協主体のほうが販売額や参加する生産者数で勝っており、主流となっています。運営は、地元の生産者が集まって共同で行うパターンが一般的となっています。この場合、社長を含む経営陣は外部の人が務めることは少なく、地元生産者の中から選ばれることがほとんどです。農産物直売所の主な事業は、生産者が包装・搬入した農産物に値づけを行い販売することです（図表）。販売代金から農産物直売所の販売手数料を差し引いたお金が生産者に支払われます。

市区町村・農業協同組合等が開設した施設や道の駅に併設された施設を利用するもの、果実等の季節性が高い農産物を販売するためにその時季に限って開設されるものは含みますが、無人施設や自動車等による移動販売は除くとされています。

このような定義によると、生産者や生産者のグループ、農協が設置した、農産物を販売する施設が該当すると考えられます。

農産物直売所が取り扱うのは、生産者が生産した農産物や、周辺の土地から採取した山菜、農産物

●農産物直売所の仕入・販売手続きの流れ



POINT
生産者等が農産物を販売する施設。農産物に値づけして販売する

市区町村や農協が主体のパターンが主流